

国保税は国保の大切な財源です

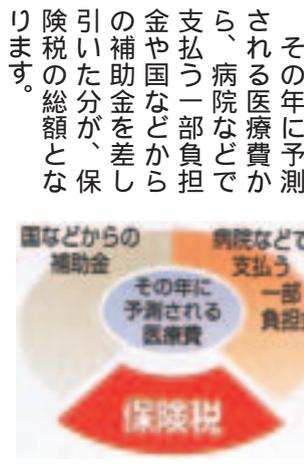
いきいき国保



納税通知書が届いたぞ！
保険税額は世帯ごとに違うんだってね。どうやって決めているんだろう。

国民健康保険制度は、皆さんが病气やけがをしたときにかかる医療費を賄っている大切な制度であり、その国保の主な財源は、皆さんが納める保険税です。そのため保険税の未納などがあると、国保の財政は非常に厳しくなり、皆さんにも大きな負担をかけることになってしまいます。保険税の重要さをご理解いただき、国保が健全に運営されるようご協力お願いします。

保険税額の決め方



そして、保険税の総額を3つの項目（所得割・均等割・平等割）に割り振り、それらを組み合わせて1世帯ごとの保険税額が決まります。40歳以上65歳未満の人（介護保険の第2号被保険者）の介護保険分も同様に決められ、国保の保険税（医療保険分）と合わせて納めます。

国民健康保険税（医療保険分）

所得割 所得に応じて計算
（所得金額 33万円）×9.0%
均等割 加入者数に応じて計算
加入者数×28,000円
平等割 1世帯にいくらずで計算
1世帯当たり28,800円
今年度より医療保険分の最高限度額は56万円に改定されました（昨年度は

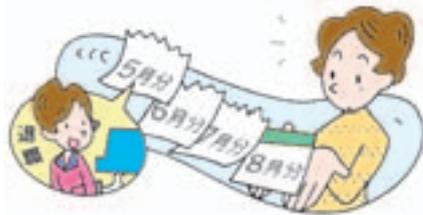
53万円）。

国民健康保険税（介護保険分）

所得割 所得に応じて計算
（所得金額 33万円）×1.1%
均等割 加入者数に応じて計算
加入者数×6,300円
平等割 1世帯にいくらずで計算
1世帯当たり3,700円
介護保険分の最高限度額は9万円です。
保険税を正しく算定するために、また所得に応じて自己負担割合などが決まりますので、忘れずに所得の申告をしましょう。

保険税は資格を得た月分から

保険税は、他の市町村から転入してきたときなど、国保の資格を得た月の分から発生します。
例えば、5月に会社をやめて8月に国保加入の届け出をした場合、保険税は届け出をした8月分からはなく、加入資格が発生した5月分から納めることになります。



保険税の納期

小郡市の国保税の納期は、7月から翌年の2月までの計8期です。よって、当年度分（4月から翌年3月までの分）を8回に分けて納めます。

納税通知書は世帯主に届きます

保険税を納める義務は世帯主にあります。そのため世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に1人でも国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。
平成19年度の納税通知書は、7月中旬に郵送します。

保険税を納めないと

特別な理由もなく保険税を滞納している場合は、次のような措置がとられます。



① 督促 納期までに保険税が納付されない場合、督促状が送付され、延滞金などを徴収される場合があります。

② 短期保険証の交付 有効期間の短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。

③ 資格証明書の交付 さらに滞納が続くと、保険証の代わりに「被保険者資格証明書」を交付します。この場合、医療費はいったん全額自己負担となります。

④ 給付の制限 保険給付の全部または一部を差し止めます。また、保険給付の全部または一部を滞納している保険税にあてることがあります。

便利で確実な口座振替をご利用ください。市内の指定金融機関で手続きできます。
どうしても納付が難しいときは、申請により分割納付などもできますので、滞納のままにせず、早めにご相談ください。

問い合わせ先 国保年金課国保係
内線424・425